

平成30年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算(減算)届及び変更届の取扱い【4月1日適用分】

(別紙)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
共通	地域区分	届出不要		【6級地(6%)→5級地(10%)】刈谷市 【7級地(3%)→6級地(6%)】豊明市、日進市、長久手市、東郷市 【その他(0%)→7級地(3%)】設楽町、東栄町、豊根村	84.85P	
訪問介護	共生型サービスの提供	変更届、指定に係る記載事項(別紙)、障害者総合支援法に基づく指定通知書の写し、加算届	該当事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「居宅介護」又は「重度訪問介護」の指定を受けた事業所が、一体的に介護保険法に基づく「訪問介護」を実施する場合に適用。 共生型サービスの申請をした場合は、介護報酬が70%(居宅介護(※ただし訪問介護員の資格によって報酬が異なる))又は93%(重度訪問介護)となる。	26P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
訪問看護	緊急時訪問看護加算	加算届、緊急時訪問看護加算届出書	該当事業所	【既に届出をしている事業所は届出不要】 ○加算の評価の見直し ・訪問看護ステーション 540単位/月→574単位/月 ・病院又は診療所 290単位/月→315単位/月 ○24時間対応体制のある訪問看護事業所が、1月以内に行った2回目以降の緊急時訪問については、特別管理加算の算定対象者の有無にかかわらず、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できることとする。	28P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	看護体制強化加算	加算届	該当事業所	【旧:看護体制強化加算→新:看護体制強化加算(Ⅱ)の場合でも届出必要】 ○月の変動による影響を抑えるための判定期間の見直し((Ⅰ)及び(Ⅱ)共通) ・「緊急時訪問看護加算の算定者割合50%以上」及び「特別管理加算の算定者割合30%以上」の割合 それぞれ直近3か月ごとで満たす→それぞれ直近6か月ごとで満たす。 ○上乘せ評価を行うために、加算区分(Ⅰ)を創設する。【介護予防は対象外】 ・(新設)→看護体制強化加算(Ⅰ) 600単位/月 ア 直近12か月でターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上いること。 イ その他要件は新加算(Ⅱ)と同様 ・看護体制強化加算 300単位→看護体制強化加算(Ⅱ) 300単位 【介護予防も対象】	27P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
訪問リハ	リハビリテーションマネジメント加算	加算届	該当事業所	<p>【介護予防は含まない】【旧:(Ⅰ)→新:(Ⅰ)及び旧:(Ⅱ)→新:(Ⅱ)の場合でも届出必要】</p> <p>○上乘せ評価を行うため、加算(Ⅰ)～(Ⅱ)から(Ⅰ)～(Ⅳ)に細分化及び評価の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 60単位/月→230単位/月 ・(新設)→リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 280単位/月 理学療法士等がリハビリテーション計画の説明を行った場合 ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 150単位/月→リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ 320単位/月 医師がリハビリテーション計画の説明を行った場合 ・(新設)→リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ) 420単位/月(3月に1回を限度) <p>新リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)の要件を満たし、通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、当該システム(VISIT)で訪問リハビリテーション計画の内容を厚生労働省に報告していること。</p>	31P～	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	リハビリテーションマネジメント加算	加算届	該当事業所	<p>【介護予防のみ】</p> <p>○新たにリハビリテーションマネジメント加算を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新設)→リハビリテーションマネジメント加算 230単位/月 訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算の一部を算定要件とする。 	33P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	特別地域加算	加算届	該当事業所	<p>○離島振興法の指定地域等の特別地域に所在する訪問リハビリテーション事業所がサービスを行った場合に、新たに評価</p> <p>(新設)→特別地域加算 所定単位数の15/100を加算</p>	36P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	加算届	該当事業所	<p>○特別地域加算の対象地域を除いた過疎地域自立促進特別措置法の指定地域等の中山間地域等に所在する訪問リハビリテーション事業所の場合</p>	36P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	加算届	該当事業所	<p>○訪問リハビリテーション:1か月あたりの延べ訪問回数が30回以下の場合</p> <p>○介護予防訪問リハビリテーション:1か月あたりの延べ訪問回数が10回以下の場合</p>		
居宅療養管理指導	特別地域加算	加算届	該当事業所	<p>○離島振興法の指定地域等の特別地域に所在する居宅療養管理指導事業所がサービスを行った場合に、新たに評価</p> <p>(新設)→特別地域加算 所定単位数の15/100を加算</p>	38P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	加算届	該当事業所	<p>○特別地域加算の対象地域を除いた過疎地域自立促進特別措置法の指定地域等の中山間地域等に所在する居宅療養管理指導事業所の場合</p>	38P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	加算届	該当事業所	<p>○居宅療養管理指導:1か月あたりの延べ訪問回数が50回以下の場合</p> <p>○介護予防居宅療養管理指導:1か月あたりの延べ訪問回数が5回以下の場合</p>		

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
通所介護	共生型サービスの提供	変更届、指定に係る記載事項(別紙)、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく指定通知書の写し、加算届	該当事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「生活介護」、「自立訓練(機能訓練)」、「自立訓練(生活訓練)」、児童福祉法に基づく「児童発達支援」(主として重症心身障害児を対象とする者を除く。)又は「放課後等デイサービス」の指定を受けた事業所が、一体的に介護保険法に基づく「通所介護」を実施する場合に適用。 共生型の申請をした場合は、介護報酬が93/100(生活介護)、95/100(自立訓練)又は90/100(児童発達支援及び放課後等デイサービス)となる。	42P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	生活相談員配置等加算	加算届	該当事業所	共生型サービスの事業所が、次の要件を満たした場合に算定。(新設)→生活相談員配置等加算 13単位/日 ・生活相談員を1名以上配置し、かつ地域に貢献する活動を行っていること。	42P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	生活機能向上連携加算	加算届	該当事業所	○通所介護事業所職員と外部のリハ職が連携して機能訓練のマネジメントをすることを評価する。 (新設)→生活機能向上連携加算 200単位/月 (個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)	39P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
通所リハ	リハビリテーション提供体制加算	加算届、勤務表及び資格証	該当事業所	【介護予防は含まない】 ○リハビリテーション専門職の配置が人員配置基準よりも手厚い体制を構築した場合に、評価を行う。 (新設)→リハビリテーション提供体制加算 3時間以上4時間未満 12単位/回 4時間以上5時間未満 16単位/回 5時間以上6時間未満 20単位/回 6時間以上7時間未満 24単位/回 7時間以上 28単位/回 ア リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを算定していること。 イ 常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。	47P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	リハビリテーションマネジメント加算	加算届	該当事業所	【介護予防は含まない】【旧:(Ⅰ)→新:(Ⅰ)及び旧:(Ⅱ)→新:(Ⅱ)の場合でも届出必要】 ○医師以外の従事者が計画について説明できることとし、評価の見直し ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 230単位/月→330単位/月 ・(新設)→リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 850単位/月(6月以内)、530単位/月(6月以降) 理学療法士等がリハビリテーション計画の説明を行った場合 ・リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 1120単位/月(6月以内)、800単位/月(6月以降)→リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 1120単位/月(6月以内)、800単位/月(6月以降) 医師がリハビリテーション計画の説明を行った場合	43P～	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	リハビリテーションマネジメント加算	加算届	該当事業所	【介護予防のみ】 ○新たにリハビリテーションマネジメント加算を創設する。 ・(新設)→リハビリテーションマネジメント加算 330単位/月 通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算の一部を算定要件とする。	45P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	生活行為向上リハビリテーション実施加算	加算届、勤務表及び資格証	該当事業所	【介護予防のみ】 ○新たに生活行為向上リハビリテーション加算を創設する。 ・(新設)→生活行為向上リハビリテーション実施加算 900単位/月(3月以内)、450単位/月(3月超、6月以内) 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。 ※事業所評価加算との併算は不可	46P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
短期入所生活介護	共生型サービスの提供	変更届、指定に係る記載事項(別紙)、障害者総合支援法に基づく指定通知書の写し、加算届	該当事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「短期入所(障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る。)」の指定を受けた事業所が、一体的に介護保険法に基づく「短期入所生活介護」を実施する場合に適用。 共生型の申請をした場合は、介護報酬が92/100となる。	52P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	生活相談員配置等加算	加算届	該当事業所	○共生型サービスの事業所が、次の要件を満たした場合に算定。(新設)→生活相談員配置等加算 13単位/日 ・生活相談員を1名以上配置し、かつ地域に貢献する活動を行っていること。	52P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	生活機能向上連携加算	加算届	該当事業所	○短期入所生活介護事業所職員と外部のリハ職が連携して機能訓練のマネジメントをすることを評価する。 (新設)→生活機能向上連携加算 200単位/月 (個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)	39P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	看護体制加算	加算届	該当事業所	【介護予防は含まない】 ○中重度の高齢者の積極的な受け入れを促進する等の観点から、現行の看護体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定要件である体制要件に加えて、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所について、新たに評価する。 ・看護体制加算(Ⅰ) 4単位/日→変更なし ・看護体制加算(Ⅱ) 8単位/日→変更なし ・(新設)→看護体制加算(Ⅲ)イ 12単位/日 看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たす+中重度者受入要件+定員29人以下 ・(新設)→看護体制加算(Ⅲ)ロ 6単位/日 看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たす+中重度者受入要件+定員30人以上50人以下 ・(新設)→看護体制加算(Ⅳ)イ 23単位/日 看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たす+中重度者受入要件+定員29人以下 ・(新設)→看護体制加算(Ⅳ)ロ 13単位/日 看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たす+中重度者受入要件+定員30人以上50人以下 ※看護体制加算(Ⅲ)及び看護体制加算(Ⅳ)の同時算定可、看護体制加算(Ⅰ)及び看護体制加算(Ⅲ)の同時算定不可、看護体制加算(Ⅱ)及び看護体制加算(Ⅳ)の同時算定不可。	48P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	夜勤職員配置加算	加算届	該当事業所	【介護予防は含まない】 【加算(Ⅲ)・加算(Ⅳ)に該当する場合、届出必要】 【旧:夜勤職員配置加算(Ⅰ)・加算(Ⅱ)→新:夜勤職員配置加算(Ⅰ)・加算(Ⅱ)の場合でも届出必要】 ○現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)について評価する。 ・夜勤職員配置加算(Ⅰ) 13単位/日、(Ⅱ) 18単位/日→変更なし ・(新設)→夜勤職員配置加算(Ⅲ) 15単位/日、(Ⅳ) 20単位/日 ※(Ⅰ)～(Ⅳ)いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算を算定不可。 ※共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所生活介護事業所は算定不可。	49P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	介護ロボットの導入	加算届	該当事業所	【介護予防は含まない】 ○夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)について、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について新たに評価(新設)→但し単位数に変更なし ○見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件 ・夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。 ・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。 ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。	50P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	認知症専門ケア加算	加算届	該当事業所	○どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所生活介護にも創設する。 ・(新設)→認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日 ・(新設)→認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日 ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか一方のみ算定可	49P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
短期入所療養介護	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	加算届	該当事業所	<p>(新設)→在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 34単位/日、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 46単位/日</p> <p>○在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の基準 (1)16ページ、介護老人保健施設「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の基準」で示した①～⑩の合計が40点以上であること。 (2)地域に貢献する活動を行っていること。 (3)算定の区分「基本型(従来型)」を算定しているものであること。</p> <p>○在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)の基準 (1)16ページ、介護老人保健施設「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の基準」で示した①～⑩の合計が70点以上であること。 (2)算定の区分「在宅強化型」を算定しているものであること。</p>	53P～、73P～	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	認知症専門ケア加算	加算届	該当事業所	<p>○どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所生活介護にも創設する。</p> <p>・(新設)→認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日 ・(新設)→認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日 ※認知症専門ケア加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれか一方のみ算定可</p>	49P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	療養体制維持特別加算	加算届	該当事業所	<p>【旧区分「1:療養型」の場合は、新加算(Ⅰ)の届出が必要。旧区分「2:療養強化型」の場合は、新加算(Ⅱ)の届出が必要。】</p> <p>○「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件について、療養体制維持特別加算において別に評価。(「療養型」及び「療養強化型」の報酬は、「療養型」に一元化される。)</p> <p>・療養体制維持特別加算 27単位/日→療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位/日 ・(新設)→療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位/日 入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上 ※療養体制維持特別加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の併算定可。</p>	53P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
居宅介護支援事業所	ターミナルケアマネジメント加算	加算届	該当事業所	<p>【介護予防は含まない】</p> <p>○末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合を新たに評価する。</p> <p>・(新設)→ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月</p>	58P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着) ※1

※1 居宅介護支援事業所の届け出については、3/15までは各福祉相談センターへ、3/16以降は4/2(月)必着で各市町村へ提出
(東海市・大府市・知多市・東浦町内の居宅介護支援事業所については、3/31までは尾張福祉相談センターへ、4/1以降は4/2(月)必着で知多北部広域連合へ提出)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
特定施設 入居者生活介護	身体拘束廃止未実施減算	減算届	該当事業所	<p>【減算に該当する事業所のみ提出】</p> <p>○身体的拘束等の適切化を図るため、身体的拘束廃止に向けた取り組みをしていない場合に減算を行う。 (新設)→<u>身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算</u> <u>なお、当該減算に該当する場合は、運営基準に違反していることになる。</u></p>	64P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	入居継続支援加算	加算届	該当事業所	<p>【介護予防は含まない】</p> <p>○たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設を評価する。 (新設)→<u>入居継続支援加算 36単位/日</u> ア 介護福祉士の数が、利用者の数が6又は1を増すごとに1以上 イ たんの吸引を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上</p>	62P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	生活機能向上連携加算	加算届	該当事業所	<p>○特定施設入居者生活介護事業所職員と外部のリハ職が連携して機能訓練のマネジメントをすることを評価する。 (新設)→<u>生活機能向上連携加算 200単位/月</u> (個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)</p>	39P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	若年性認知症入居者受入加算	加算届	該当事業所	<p>○若年性認知症の利用者を受け入れ、受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定める体制を整備した特定施設を新たに評価する。 (新設)→<u>若年性認知症入居者受入加算 120単位/日</u></p>	62P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
介護老人福祉施設	夜勤職員配置加算	加算届	該当事業所	<p>【加算(Ⅲ)・加算(Ⅳ)に該当する場合、届出必要】 【旧:夜勤職員配置加算(Ⅰ)・加算(Ⅱ)→新:夜勤職員配置加算(Ⅰ)・加算(Ⅱ)の場合でも届出必要】</p> <p>○現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)について評価する。 ・夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ 22単位/日(Ⅰ)ロ 13単位/日(Ⅱ)イ 27単位(Ⅱ)ロ 18単位→変更なし ・(新設)→夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ 28単位/日(Ⅲ)ロ 16単位/日(Ⅳ)イ 33単位/日(Ⅳ)ロ 21単位/日 ※(Ⅰ)～(Ⅳ)いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算を算定できない。</p>	66P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	介護ロボットの導入	加算届	該当事業所	<p>○夜勤職員配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)について、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について新たに評価(新設)→<u>但し単位数に変更なし</u></p> <p><見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件> ・夜勤時間帯の夜勤職員数:夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。 ・入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。 ・施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</p>	71P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	生活機能向上連携加算	加算届	該当事業所	○介護老人福祉施設職員と外部のリハ職が連携して機能訓練のマネジメントをすることを評価する。 (新設)→ <u>生活機能向上連携加算 200単位/月</u> (個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月)	39P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	障害者生活支援体制加算	加算届	該当事業所	<p>【旧:障害者生活支援体制加算→新:障害者生活支援体制加算(Ⅰ)の場合は、届出不要】 【障害者生活支援体制加算(Ⅱ)の算定を行うには届出必要】</p> <p>・障害者生活支援体制加算 26単位/日→<u>障害者生活支援体制加算(Ⅰ) 26単位/日</u> 視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者の数(以下「入所障害者数」という。)が15人以上の施設に加え、入所障害者数が入所者総数の30%以上の施設も対象とする。 ・(新設)→<u>障害者生活支援体制加算(Ⅱ) 41単位/日</u> 入所障害者数が入所者総数の50%以上、かつ、専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員である者を2名以上配置(障害者である入所者が50名以上の場合は、専従・常勤の障害者生活支援員を2名以上配置し、かつ、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を50で除した数に1を加えた以上配置しているもの) ※障害者生活支援体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のどちらか一方のみ算定可</p>	69P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	配置医師緊急時対応加算	加算届	該当事業所	○配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったことを新たに評価する。 (新設)→ <u>配置医師緊急時対応加算 650単位/回(早朝・夜間の場合)、1300単位/回(深夜の場合)</u>	66P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	看取り介護加算	加算届	該当事業所	<p>【看取り介護加算(Ⅱ)の算定を行うには届出必要】 【旧:看取り介護加算→新:看取り介護加算(Ⅰ)の場合は、届出不要】</p> <p>○施設内での看取りをさらに進める観点から、看取り介護加算の算定に当たって、医療提供体制を整備し、さらに施設内で実際に看取った場合、より手厚く評価する。 ・看取り介護加算 144単位/日(死亡日30日前～4日前)、680単位/日(死亡日前々日、前日)、1280単位/日(死亡日)→<u>看取り介護加算(Ⅰ) 変更なし</u> ・(新設)→<u>看取り介護加算(Ⅱ) 144単位/日(死亡日30日前～4日前)、780単位/日(死亡日前々日、前日)、1580単位/日(死亡日)</u></p>	67P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	褥瘡マネジメント加算	加算届	該当事業所	○入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。 (新設)→ <u>褥瘡マネジメント加算 10単位/月(3月に1回を限度)</u>	68P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
介護老人保健施設	施設等の区分	加算届	該当事業所	<p>[イ] 介護保健施設サービス費(I)の(i)又は(iii)を算定すべき施設基準 (1)看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。 (2)定員超過、人員基準欠如に該当していないこと。 (3)入所者の居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。 (4)当該施設から退所した者(当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所へ入院し、1週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。以下「退所者」という。)の退所後30日以内(退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあつては、14日以内)に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。 (5)入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。 (6)16ページ、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)の基準」で示した①～⑩の合計が20点以上であること。</p> <p>[ロ] 介護保健施設サービス費(I)の(ii)又は(iv)を算定すべき施設基準 (1)[イ]の(1)～(5)に該当するものであること。 (2)16ページ、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)の基準」で示した①～⑩の合計が60点以上であること。 (3)地域に貢献する活動を行っていること。 (4)入所者に対し、少なくとも週3回程度のリハビリテーションを実施していること。</p> <p>[ハ] 介護保健施設サービス費(II)の(i)又は(ii)を算定すべき施設基準 (1)旧「介護老人保健施設サービス費(II)の介護保険施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保険施設サービスの施設基準」の(一)から(三)までに該当するものであること。 (2)[イ]の(1)～(6)に該当するものであること。</p> <p>[ニ] ユニット型介護保健施設サービス費(I)の(i)又は(iii)を算定すべき施設基準 (1)[イ]の(1)及び(3)から(6)までに該当するものであること。 (2)定員超過、人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>[ホ] ユニット型介護保健施設サービス費(I)の(ii)又は(iv)を算定すべき施設基準 (1)[イ]の(1)から(5)まで及び[ロ]の(2)から(4)までに該当するものであること。</p> <p>[ヘ] ユニット型介護保健施設サービス費(II)の(i)又は(ii)を算定すべき施設基準 (1)[イ]の(1)及び(3)から(6)までに該当するものであること。 (2)旧「介護老人保健施設サービス費(II)の介護保険施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保険施設サービスの施設基準」の(一)から(三)までに該当するものであること。</p>	-	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
施設等の区分	施設等の区分	加算届	該当事業所	<p>○施設等の区分欄に「介護老人保健施設(IV)」、「ユニット型介護老人保健施設(IV)」を新設する。 ▪看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。 ▪定員超過、人員基準欠如に該当していないこと。 ※旧区分「介護老人保健施設(I)」及び「ユニット型介護老人保健施設(I)」の基準であるが、該当する場合は新たに届出が必要。</p>	-	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	加算届	該当事業所	<p>在宅復帰・在宅療養支援機能加算 27単位/日→在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 34単位/日、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) 46単位/日</p> <p>○在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の基準 (1) ①～⑩の合計が40点以上であること。 ①在宅復帰率:算定日が属する月の前6月間において、退所者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る)の占める割合が50%を超える場合は20点。50%以下であり、かつ30%を超える場合は10点。30%以下である場合は0点。 ②ベッド回転率:30.4を当該施設の平均在所日数で除して得た数が10%以上である場合は20点。10%未満であり、かつ5%以上である場合は10点。5%未満である場合は0点。 ③入所前後訪問指導割合:算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合も含む)を行った者の占める割合が30%以上である場合は10点。30%未満であり、かつ10%以上である場合は5点。10%未満である場合は0点。 ④退所前後訪問指導割合:算定日が属する月の前3月間において、入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む)の占める割合が30%以上である場合は10点。30%未満であり、かつ10%以上である場合は5点。10%未満である場合は0点。 ⑤居宅サービスの実施数:訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護について、当該施設(当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む)において全てのサービスを実施している場合は5点。いずれか2種類のサービスを実施している場合は3点。いずれか1種類のサービスを実施している場合は2点。いずれも実施していない場合は0点。 ⑥リハ専門職の配置割合:当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が5以上である場合は5点。5未満であり、かつ3以上である場合は3点。3未満である場合は0点。 ⑦支援相談員の配置割合:当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が3以上である場合は5点。3未満であり、かつ2以上である場合は3点。2未満の場合は0点。 ⑧要介護4又は5の割合:算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が50%以上である場合は5点。50%未満であり、かつ35%以上である場合は3点。35%未満である場合は0点。 ⑨喀痰吸引の実施割合:算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が10%以上である場合は5点。10%未満であり、かつ5%以上である場合は3点。5%未満である場合は0点。 ⑩経管栄養の実施割合:算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が10%以上である場合は5点。10%未満であり、かつ5%以上である場合は3点。5%未満である場合は0点。</p> <p>(2) 地域に貢献する活動を行っていること。 (3) 算定の区分「基本型(従来型)」を算定しているものであること。</p> <p>○在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)の基準 (1) 16ページ、「在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)の基準」で示した①～⑩の合計が70点以上であること。 (2) 算定の区分「在宅強化型」を算定しているものであること。</p>	73P～	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

区分	事由	届出書類	届出対象	備考	参考ページ	提出期限
	褥瘡マネジメント加算	加算届	該当事業所	○入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理することに対し新たな評価を設ける。 (新設)→褥瘡マネジメント加算 10単位/月(3月に1回を限度)	68P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
	療養体制維持特別加算	加算届	該当事業所	【旧区分「1:療養型」の場合は、新加算(Ⅰ)の届出が必要。旧区分「2:療養強化型」の場合は、新加算(Ⅱ)の届出が必要。】 ○「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件について、療養体制維持特別加算において別に評価。(「療養型」及び「療養強化型」の報酬は、「療養型」に一元化される。) ・療養体制維持特別加算 27単位/日→療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位/日 ・(新設)→療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位/日 入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上 ※療養体制維持特別加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の併算定可。	75P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)
介護療養型医療施設	入院患者に関する基準	減算届	該当事業所	・(新設)→一定の要件を満たす、入院患者の数が基準に満たない場合の減算 所定単位の95/100 ※当該減算の適用となった場合、一部の加算(若年性認知症患者受入加算、外泊時費用、試行的退院サービス費、他科受診時費用、初期加算、栄養マネジメント加算、療養食加算、認知症専門ケア加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算)のみ算定可とする。	77P	4月1日消印有効 (4月2日(月)必着)

(注)介護予防サービスについても、介護職員処遇改善加算など居宅サービスと同様な加算があり、届出が必要です。

(注)届出様式、その他詳細はホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>)を御確認ください。